

令和 7 年度

重要事項説明書

社会福祉法人 上広川幼児会

上広川保育園

〒834-0102

福岡県八女郡広川町水原1420-1

TEL : 0943-32-1925

FAX : 0943-32-1915

お子さまをお預かりする上でもっとも大切な点

『保育所保育指針』は「基本原則」の中で、「(保育所は子どもの) 健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。」と定めています。そして、「家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。」とも述べています。

「子どもの最善の利益」を大切な基本とし、私ども上広川保育園が大事なお子様をお預かりする上では、園と保護者様の間に長期にわたる信頼関係を構築していくことが前提となります。つきましては、集団の中でお子様をお預かりする基本として、以下の点をご理解ください。

- 1) 園は子どもたちがそれぞれにかかわりあいながら、さまざまなことを試し、興味を広げ、育っていく場所です。活動に伴うケガ(顔や歯、目のケガ、骨折等も含む)、かかわりあいに伴うかみつきやひっかき、ケンカなどは起こります。

『教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン』(内閣府、2016年3月)の前文にも、次のように書かれています。「日々の教育保育においては、乳幼児の主体的な活動を尊重し、支援する必要がある、子どもが成長していく過程で怪我が一切発生しないことは現実的には考えにくいものです。そうした中で、施設・事業所における事故(以下「事故」といいます。)、特に、死亡や重篤な事故とならないよう予防と事故後の適切な対応を行うことが重要です。」

また、保育者の職務は子どもとかかわることで育ちを促すことであり、子ども1人に保育者1人がついていてはなりません。ケガを予防できないことも多々あり、子どものケガが起こる状況すべてを常時、保育者が見ているわけでもありません。

- 2) 保育所は子どもが集団で過ごす場所であり、「子どもの最善の利益」とは、「保育所で過ごす子どもたちの最善の利益」でもあります。お子様は日々、集団の中で生活しているという点を認識していただき、集団保育や他の子どもたちに望ましくない影響が起こりうることはお控えください。

例：医療・宗教上の理由がない特別扱い(食事、生活習慣、感染症発症時の登園、予防接種未接種等)はできません。園の敷地内、駐車場、行事の会場等では必ず安全のルールに従ってください。他の子どもたちや家族、園職員の写真等を許可なく撮る、撮った写真や個人情報等を許可なく使用するのは禁止です。

3) お子様をお預かりする上で重要な情報（例：家庭での発熱・嘔吐等の体調不良や家庭での投薬、ご家庭や登園中に起きたケガ等）は、こちらがお尋ねしなくても、必ず毎朝、事実をお伝えください。保護者の皆さまと園の間の信頼関係の基本となり、お子様をお守りする基本となりますので、事実を隠す、事実と異なることを伝える等はなさないでください。在園中に発症した疾患、診断された疾患についても同じです。

4) お子様の成長・発達に関するできごと、私どもが気づいた点は、小さなことであっても明確にお伝えします。保護者の方にとっては、良いことばかりではなく、聞きたくないとお感じになること、認めたくないとお感じになることもあると思いますが、未就学期の気づき、特にご家庭の環境とは異なる（長時間の）集団生活の中の気づきは、お子様の育ちと将来に深く関わることも多々あります。どんな変化であれ、できる限り早く気づいて必要な対応をすることがお子様の将来の良い結果につながります。

私どもが言葉で説明することが難しい場合、または言葉の説明だけでは状況をご理解いただくことが難しい場合には、必要に応じてお子様の様子をビデオ撮影します。映像は、園が対応を検討する目的と、保護者の方と自治体の発達支援担当者に見せる目的のみに用い、他の目的には一切使用しません。

また、園からお伝えする内容等に保護者の方がご対応いただけない場合（例：虐待やネグレクト、発達に伴う課題等）、自治体の関係部署に連絡・通報することもあります。

5) 給食の異物混入、アレルギー食材の誤食、処方薬の誤投（与）薬、市販薬の誤使用については、起こらないようできる限り努めてまいりますが、絶対に起こらないとお約束することはできない点をご了承ください。新鮮な食材を使って限られた時間の間に複数種類の食事（離乳食から除去食まで）を調理していること、集団保育の中であること、医療を主目的とした場ではないこと、約70年前にできた保育士配置基準は個別対応以前のものであることが基本的な理由です。人的ミスをゼロにするというご要望にはお応えできません。

6) 医療的ケアが必要な場合は、町（市）の担当課と当園に必ず、ケアが必要な内容すべてを担当医の診断書等と共にお伝えください。医療的ケアには人的・物的な割り振りが必要となりますので、お伝えいただかなかった症状、疾患、ケア等については対応できかねる場合があります。

7) 子どもの服やカバンに保護者の方が録音機等をつけて保育室内の様子を記録する事象が報道されていますが、職員と保護者の間の信頼関係をこわす原因となりますので、おやめください。職員の会話から他の園児や家庭のプライバシーが漏洩しかねません。当園では、園庭、玄関等でビデオカメラを常時稼働しておりますので、保育保育内容等につきまして疑問がありましたら、いつでも園長、第三者委員、または、町（市）の担当課にお伝え下さい。

8) 各種感染症については、厚生労働省が定める『感染症ガイドライン』をもとに対応します。集団生活の場ですから、飛沫・空気・接触感染を予防することは困難ですが、感染機会を下げる取り組み（手洗い、流行時や流行が疑われる時の消毒、流行時のマスク着用等）はします。感染機会を下げ、重篤化を防ぐため、体調不良時は早めに受診する、家庭で過ごす等をお願いします。

また、衛生の取り組みは同ガイドラインをもとにし、過度な清潔を目指すことはしません。

9) 当園では、保育・教育の取り組みを通じて保護者の皆さまの子育ての支援をしてみたいです。しかし、保育者は保護者の方が家庭や職場で抱える問題や悩みについて援助・支援する専門家ではなく、そのような支援を私どもが担うことは危険です。家庭や職場の問題や悩みは、自治体の専門相談部署あるいは医療機関にご相談ください。また、相談等で園に電話をすることはご遠慮ください。園の電話回線は、災害等の緊急時に必要なものです。

10) 当園及び当園職員に対し、妥当性のない指摘や要求をする、あるいは妥当性にかかわらず不相当な言動や行動（カスタマー・ハラスメント）を保護者がした場合、警察、弁護士等の外部機関に相談し、協力をあおぎながら毅然とした対応を取ります。

11) 副食費等、定められた諸経費につきましては、滞りなく納めてください。

以上の点のいずれかにつきまして、「子ども（たち）の最善の利益」という目標を果たし得ないと考えられる場合、当園としてはご要望その他をお受けしきれないと判断した場合、及び／または、園と保護者の間の信頼関係構築に支障をきたす場合、または支障をきたすと予測される場合には、園としても対応を検討させていただきますこと、まずご理解ください。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 上広川幼児会
所 在 地	福岡県八女郡広川町水原1420-1
電 話 番 号	0943-32-1925
代表者氏名	理事長 甘城 篤子

2 利用施設

施 設 の 種 類	認可保育所
施 設 の 名 称	上広川保育園
所 在 地	福岡県八女郡広川町水原1420-1
連 絡 先	電話番号 0943-32-1925 F A X 0943-32-1915
管 理 者	園長 甘城 康二
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、 保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満3歳以上の児童 60人 満1歳以上満3歳未満の児童 34人 満1歳未満の児童 6人
開 設 年 月 日	平成10年8月1日

3 当園における施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷 地	敷地全体	3,093.40㎡
	園 庭	1,056.20㎡
園 舎	構 造	木造平屋建
	延べ面積	829.42㎡

(2) 主な設備

設 備	部屋数	設 備	部屋数
乳児室	1室	遊戯室(ホール)	1室
ほふく室	1室	調理室	1室
保育室	4室	面接室	1室

4 職員の設置状況

職 種	職員数	常勤	非常勤	備 考
園 長	1	1		
主任保育士	1	1		
副主任保育士	1	1		
保 育 士	22	12	10	
栄 養 士	1	1		
調 理 員	4	2	2	
事 務 員	1		1	

※上記表は作成日現在のものであり、変更が生じる場合があります。

※保育士は全員有資格者(保育士資格)です。

5 保育園の開園日及び休園日・開園時間

提供する曜日 月曜日～土曜日

休 園 日 日曜日・祝祭日・年末年始(12月29日～1月3日)

開 園 時 間 月曜日～土曜日 7時30分～19時00分

保 育 時 間 標準時間保育 7時30分～19時00分(11時間)

延長保育時間 18時30分～19時00分

短時間保育 8時30分～16時30分(8時間)

延長保育時間 7時30分～8時30分
16時30分～19時00分

保育園でお子さんをお預かりする時間は、勤務時間＋通勤時間です。
ご両親どちらかが、お仕事をお休みされる時には、お子さんと一緒に過ごしましょう。
お家で家族とゆったり過ごす時間があるからこそ保育園でお友だちといききと遊べます。

6 保育園の保育方針及び保育目標等

保育方針	子どもの自主的な活動に寄り添い 生きる力と豊かな人間性を 育む保育をする 1 一人ひとりが大切にされる毎日 2 二度とこない今を大切にする毎日 3 三宝(仏さま、教え、仲間)何よりも大切にする毎日 4 知りたいという気持ちをのばしていける毎日 5 五感を刺激しつつ、喜怒哀楽の感情を豊かに過ごす毎日 6 六字の名前(南無阿弥陀仏)を称える毎日 7 悩み、迷いつつも成長できる毎日 8 早さにとらわれず、一人ひとりの成長を見つめる毎日 9 心と体を丈夫にできる毎日 10 友と共に大きくなっていく毎日 子ども、保護者、保育者など縁あって遇うことができた園に関わる全ての人々が、 「あらゆるものを救いたいとする阿弥陀様の願い」(本願)のもとで、「ともに育ち合う 保育」を心掛ける
------	---

保育目標	ありがたい気持ちをもち、元気で心豊かな子を育てる 「あしたも 行きたい 保育園」 ◆1日のすべてが楽しい 乳幼児が自発的に遊べる環境、遊びが発展するような環境作りをする ◆お母さんみたいな先生が好き 一人ひとりを大切にし、その子のすべてを受け入れ、乳幼児の成長発達に即した 言葉掛けと対応をする ◆みんな、僕、私のことが大好きなんだね みんな、大切な子どもです。その子とその子らしく輝けるよう、ひとりひとりを 大切にする保育をする ◆ここなら危なくないよ(安全だよ) 危険な物・場所の点検を常に実施する。園内清掃をはじめ、衛生面への気配りを行う
------	--

各月 保育目標(テーマ)

月		4月	5月	6月
真宗保育		ともだち	やくそく	かわいいな
		入園・進級したことをよこび 自覚をもって生活しよう	きまり、約束を守って 仲良く園生活を楽しまう	動物のいのちを大切に 愛情をもって世話しよう
テーマ	3～5才児	お友達がいっぱい お花がいっぱい	なかよく遊ぼう	小さいのち
	0～2才児	先生大好き		先生といっしょ

月		7月	8月	9月
真宗保育		しんせつ	できるかな	ありがとう
		誰にでもやさしく 親切にしよう	できることは進んでしよう そしてしてあげよう	身近な社会の中でいたわりと ありがとうの気持ちをもとう
テーマ	3～5才児	水たまりがあるよ	夏と遊ぼう 水遊び大好き	小さな秋
	0～2才児	先生といっしょ		いいもの みつけた

月		10月	11月	12月
真宗保育		あなたもね	がんばろう	うれしいな
		一人よりふたり お互いで助け合おう	途中であきらめないで 最後まで頑張ろう	耐えること 我慢することを 静かにして考えよう
テーマ	3～5才児	走るの大好き	秋と遊ぼう しんらん様ありがとう	みんな風の子
	0～2才児	いいもの みつけた		

月		1月	2月	3月
真宗保育		なかよし	かんがえよう	大きくなったよ
		やさしいことは うれしいね みんな やさしくしよう	静かに 落ち着いて 考えよう	入学・進級する期待を持って 自主的に行動しよう
テーマ	3～5才児	ありがとう	一人でできるよ	大きくなったね
	0～2才児	友だちと一緒に		

7 保育園の提供する保育・教育の内容

子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護・教育を一体的に行う

養護	生命の保持・情緒の安定		
	十分の養護のゆきとどいた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な 欲求を適当に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る		
	乳児	満1歳児～5歳児	
教 育	健やかに 伸び伸びと育つ	健康	健康、安全などの生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。
	身近な人と 気持ちを通じ合う	人間関係	人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う
		環境	生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培う
	身近なものに関わり 感性が育つ	言葉	生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養う
		表現	様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培う

育みたい資質・能力	
知識及び技能の基礎	豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする
思考力、判断力、表現力等の基礎	気付いたり、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする
学びに向かう力、人間性等	心情、意欲、態度等が育つ中で、よりよい生活を営もうとする

幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿	
体を使う力	健康な心と体
	自然との関わり・生命尊重
	豊かな感性と表現
頭を使う(考える)力	思考力の芽生え
	数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚
人と関わる力	協同性
	道徳性・模範意識の芽生え
	社会生活との関わり
	言葉による伝え合い
	自立心

8 保育園の一日

	0 歳児	1・2 歳児	3・4・5 歳児
7:30	開園 登園(～8:50までに登園しましょう) ※8:30までは、合同保育(早出保育士が担当します)		
	健康観察		
9:00	遊び	遊び	にぎにぎ体操 かけっこ(11月～3月)
9:30	午前のおやつ	午前のおやつ	
10:00	朝のお集まり(礼拝)	朝のお集まり(礼拝)	朝のお集まり(礼拝)
	遊び	テーマを持った 活動・遊び	テーマを持った 活動・遊び
11:00	昼食	昼食	
12:00	片付けお昼寝準備	片付けお昼寝準備	昼食
			片付けお昼寝準備
13:00	お昼寝	お昼寝	お昼寝 5 歳児 10月～3月 テーマを持った 活動・遊び
14:00			
15:00	目覚め	目覚め	目覚め
	おやつ	おやつ	おやつ
16:00	遊び	遊び	遊び
17:00	16:00より 順次降園	16:00より 順次降園	16:00より 順次降園
18:00			
	延長保育 ※17:00以降は合同保育(遅出保育士が担当します)		
19:00	閉園		

9 保育園の1年 ～主な年間行事～

4月	○進級式・入園式 ○保護者会・クラス懇談会 ○保護者会役員会 ○山登り(5才児)
5月	○花まつり ○前期内科検診 ○春のうんどう会ごっこ
6月	○前期歯科検診 ○前期尿検査 ○保育参加(3・4・5才児) ○個人面談(3才児)
7月	○七夕まつり ○個人面談(4・5才児) ○夕涼み保育(5才児)
8月	○夏だ!ワッショイ盆踊り(3・4・5才児) ○保育参加(0・1・2才児)
9月	○お店やさんごっこ(3・4・5才児)
10月	○うんどう会ごっこ ○秋のバス遠足(3才児) ○新幹線遠足(5才児)
11月	○朝のかけっこ開始(3～5才児) ○バス遠足(4・5才児) ○歩こう遠足(4・5才児) ○後期内科健診、歯科検診、尿検査 ○子ども報恩講(4・5才児) ○保護者講演会
12月	○保育見学会(3・4・5才児) ○だし汁のはなし・お雑煮作り(5才児) ○お楽しみ会
1月	○個人面談(4才児) ○保育参観(お誕生会)(0・1・2才児)
2月	○個人面談(3才児) ○お絵描き寿司(4・5才児) ○観劇会
3月	○ひな祭りごっこ ○園内ワックスがけ ○お別れ会 ○卒園式
毎月	◇避難訓練 ◇身体測定
特別 保育	◇体育あそび: 3～5才児 第2・4月曜日 ◇リトミックあそび: 2～5才児 月1回 ◇スイミング: 4・5才児 毎週火曜日
その他	◇お誕生日会(3～5才児) お誕生日に合わせて誕生児のお祝いを クラスで行います。(土曜・日曜・祝日は、前日) ◇絵本の貸し出し

10 食事の提供

(1) 幼児期にとって食事は、心身の成長発達に何より大切なことです。特に抵抗力の弱い子ども達の食べ物は、小さい身体への影響力も大きく、色んな面に注意が必要です。

また、幼い時の食事の内容や食生活のあり方は、将来の健康にも大きく関係してしてきます。当園では、保健所の指導のもと、栄養基準に従って、年齢に応じた内容で食事を提供します。

(2) 離乳食について

月齢やお子さんの状況に合わせて、段階を追ってすすめていきます。食材の摂取状況を家庭と園とで確認を取り合いながらすすめます。

(3) 食物アレルギー対応食について

食物アレルギーのお子さんには、個別に対応していきます。医師の指示が必要です。で、受診して書類を提出してください。書類は年度ごとに更新をお願いします。

(4) 献立表

献立表は毎月別途お知らせします。なお、遠足等、年に何回かお弁当をお願いすることがあります。

(5) 昼食・おやつの展示

お迎え時間に合わせて、その日の昼食・おやつを写真で展示いたします。

11 保健と健康管理

(1) 園児の健康診断

嘱託医は下記の先生をお願いしております。

<内科(小児科)>

医療機関の名称	姫野病院
嘱託医名	小児科医 佐藤 歩
所在地	八女郡広川町新代2316
電話番号	0943-32-3611

<歯科>

医療機関の名称	姫野歯科医院
嘱託医名	姫野 尚宏
所在地	八女郡広川町六田282
電話番号	0943-32-0155

健康診断	全園児 4月・11月	2回実施
歯科検診	全園児 6月・11月	2回実施 (0才児は11月～)
身体測定	全園児 毎月実施	

(2) 保育中にケガをしたら

保育中にお子さんに負傷や疾病が起きた場合は、受診が必要となりましたら保護者の方に連絡し、受診をお願いいたします。ただし、お子さんの状態が緊急を要する時や、保護者の方と連絡がつかない時は、受信先について保育園に一任していただきます。また、受診して検査診断の結果、その後の通院が必要になった場合は、ご家庭で通院していただきますのでご了承ください。

保育中の負傷や疾病の治療については、治療に要する費用総額が5,000円以上のものは、自己負担分を支払っていただきおき、後日、日本スポーツ振興センター災害給付金の申請手続きを行って、災害給付金をお受け取りいただきます。給付対象となる災害の範囲は、「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付の基準に関する規定」に定められています。

当園では、以下の任意保険に加入しています。

保険の種類	東京海上日動火災保険(株)：園児団体傷害保険(0-157等補償)		
保険の内容	死亡・後遺症傷害	入院保険金	通院保険
保険金額	250万円	日額3,000円	日額2,000円

1 2 利用料金

(1) 特定教育・保育に係わる利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。
(3号認定)

(2) 保育の提供に要する実費に係わる利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、『別表』に掲げる費用を当園にお支払いいただきます。
お支払い方法については、別途お知らせします。

(3) 延長保育について

* 保育標準時間認定の方

お迎えが、18:30～19:00の場合 1人の料金150円

* 短時間保育認の方

登園 7:30～ 1人の料金300円

8:00～ 1人の料金150円

お迎え時間 16:30～17:00 1人の料金150円

17:00～17:30 1人の料金300円

17:30～18:00 1人の料金450円

18:00～18:30 1人の料金600円

18:30～19:00 1人の料金750円

※延長保育料は、月末日に締め、翌月に納入袋をお渡しします。

(4) 給食費について

令和元年10月1日からの幼児教育・保育の無償化に伴い、3～5才児クラスの給食費(給食、おやつに係わる材料費として)を園へ直接お支払いいただきます。

＜給食費内訳＞ 主食費 月額1,000円

副食費 月額4,500円

○但し、副食費に関しては保護者の収入により免除があります。

○副食費の滞納がある場合は、児童手当法第21条の規定により、町から支給される児童手当を副食費の支払に充てることがあります。

○給食費の返却については、原則返却いたしません。ただし、長期入院等、月単位で事前(前月の20日まで)に申し出があれば、徴収いたしません。

1.3 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、提出していただく「緊急連絡カード」に記載していただいた緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

緊急カード記入項目		
かかりつけ医療機関	緊急連絡先①	緊急連絡先②

※連絡先は、応答の出来る方(場所)、もしくは5分以内に折り返しの出来る方に限ります。

1.4 個人情報の取り扱い

(1) プライバシーを守るために

○保護者の電話番号は公表しておりません

病気や緊急的なこと。行事の事で連絡する際は、当園より連絡いたします。

*緊急連絡先に変更があった場合は、速やかに園にお知らせ下さい。

*緊急メールでお知らせする場合があります。「園—Renreku」への登録をお願いいたします。

○保護者以外の方がお迎えになる時

略取誘拐などの防止のために保護者以外のお迎えを考え、事前に当園へ電話でお迎えに来られる方のお名前をお伝え下さい。

(2) 当法人においては、個人情報に関する方針(プライバシーポリシー)を定め、情報保護者の周知徹底に努めています。

法の基本理念に沿って、個人情報を適切に取り扱ってまいります。お子さんの園生活において必要に応じて使用して参ります。

①園生活において、園児が必要とする箇所(登園チェック・棚・靴箱等)や個人で使用する物品(連絡帳・帽子等)には名前を掲示、記載します。

②園内の壁装飾として、当番表、誕生表、園児作品には名前を掲示します。

③園児名簿、日誌、指導計画、児童台帳、HP、園だよりやクラスだより(ドキュメンテーション)に、写真や園児の名前を載せます。

④児童台帳、調査票、就労証明書の提出をお願いしますが保育上必要な目的以外は使用しません。

⑤園児連絡先は保育園側が使うものです。それ以外から求められてもお知らせしません。

⑥実習生の記録ノートに園児名の記載はいたしません。

- ⑦保護者会より求められた場合は、名前をみの名簿をお渡しします。
- ⑧主な行事写真を業者に依頼しています（はいチーズ！）。業者は本園の個人情報保護方針の趣旨を理解・承諾した上で、撮影・管理をしています。
- ⑨入園式・運動会ごっこ・保育参観・卒園式等の行事において保護者の皆さまが記録する写真、ビデオ等、保育園から提供した写真等については、本園の個人情報保護方針の趣旨をご理解頂くと共に、むやみに第三者への提供やネット上での公開を行わないようにしてください。

園児及び保護者等に係る個人情報について、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することをご理解ください。

- ①小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ②他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ③緊急時において、病院その他関係機関に対し、必要な情報提供を行うこと。

1 5 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係わる窓口を以下のとおり設置しています

当園 ご利用相談窓口	・担当責任者 園 長 甘城 康二 ・窓口担当者 主任保育士 甘城 祐子 ・ご利用時間 8：30～17：30 ・電話番号 0943-32-1925 F A X 0943-32-1915	
第三者委員	柴田 博隆	中山保育園園長 〒832-0811 柳川市三橋町中山494-5 TEL：0944-62-2304
	坂田 史誓	ひがしやまあいじえん園長 〒835-0002 みやま市瀬高町小田2215-5 TEL：0944-63-7519
福岡県運営適正化委員会事務局(社会福祉法人福岡県社会福祉協議会) TEL：092-915-3511 春日市原町3丁目1番地7		

※当園では、上記のほか、園玄関に要望・苦情等に係わる投函箱を設置しています。

1 6 虐待防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護及び虐待防止を図るため、必要な体制の整備を行います。

園児に不適切な養育の兆候が認められる場合その他必要な場合は、児童虐待防止等に関する法律その他の関係法令に従い、関係機関へ通告等を行う他、関係機関と連携し必要な対応を行います。

●保育園には、虐待が疑われる場合、通告する義務があります。

17 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。 ＊当園は、浸水想定区域に含まれる為、町の指導により策定した洪水時の避難確保計画に従って避難を行います。 ＜避難場所＞火災・地震時＝園庭 浸水時＝願正寺納骨堂2F又は上広川小学校体育館
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します

大雨や台風などに伴う避難情報発令時に、園児や保育従事者の生命と身体の安全を守るために早急な判断が必要になることから、令和4年4月より、広川町内各保育施設の所在する地区に避難情報が発令された場合の対応について基準が定められました。

①避難情報発令時の対応

時 点	警戒レベル(避難情報等)	保育所の対応
開園時刻までに発令 または発令中	警戒レベル3 (高齢者等避難)	・当該日は休園とする。 ・保護者への休園の連絡に努める。
開園中に発令	警戒レベル4 (避難指示) 警戒レベル5 (緊急安全確保)	・原則、予め保護者へ周知している避難所へ園児を速やかに避難させる。 ただし、他の避難所又は園内の方が安全と判断した場合は、その場所に園児を非難させる。 ・保護者へ「状況の連絡」と「安全を確保しつつ、できるだけ速やかなお迎えの依頼の連絡」をするよう努める。

※特に警戒レベル3は、避難に時間を要する人(高齢者、障がいのある人、乳幼児等)とその支援者が安全に避難できるよう、早めの避難を促すため、災害の兆候が生じる前にも発令されることがあります。

②避難情報等発令解除後の対応

時点	保育所等の対応
午前6時までに解除	開園(開園時間及び給食の有無は園の判断とする。)
午前6時から 開園時刻までに解除	・原則開園。ただし状況により休園 (開園時間及び給食の有無は園の判断とする。) ・休園の場合は、保護者へ休園の連絡
保育時間中に避難情報が発令 され保育時間中に解除	災害の状況に応じた対応をしつつ保育を継続し、必要に応じて保護者へ「施設等の状況」を連絡する。

＊保育中の緊急災害時には、出来る限り情報をお伝えするように努めますが、個人的な連絡はできません。(「園—Renreku」へ登録をお願いいたします)
 各ご家庭、保護者の自主的な判断にご協力下さい。

18 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です(駐車場を含) 「福岡県禁煙宣言施設」登録施設です
宗教活動、政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の使用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

19 その他

当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園、利用に当たっての詳細な留意事項等については、別途当園が作成する入園のしおりにおいて掲示するものとします。

別 表

利用者負担金

全員が対象となるもの(年齢・新入園によるもの有)
 特定教育・保育の提供に要する利用者負担金

項 目	対象年齢	内容、負担を求める理由及び目的		金 額
衣類費	3 歳以上児	★園制服、★体操服上下	指定店にて購入	実費分
	2 歳以上児	★日除け帽子(裏黄色)		実費分
教材費	全園児	連絡帳(0～2歳児)、誕生カード・冠(全児) 自由画帳(4・5歳児)、 水性ペン(3・4・5歳児)、★パステル(3歳児) ★ピアノカ(4歳児)、作品バック(3・4・5歳児) ★おつかい袋(0・1・2 歳児) ★粘土(4・5歳児)		実費分
アルバム費	新入児	入園初年度のみ★フェルアルバムの購入 年度毎に写真をアルバムにまとめ貼り 卒園時にお渡し		実費分
写真費	全園児			
敷き布団一式	全園児	★敷き布団、★カバー	指定店にて購入	実費分
遠足費	3 歳以上児	公共交通機関(J R、船等) その他貸切バス等移動手段に要する経費 目的地入場料など		実費分
保護者会費	2 歳以上児	保護者保険料、保護者会主催の観劇会、 行事のお土産等をを購入		月額 2 0 0 円
	0・1 歳児			月額 1 5 0 円
月刊絵本費	希望者	園児が読む絵本代(月刊)		実費分
スイミング費	4・5 歳児	スイミング指導料(4 回毎に請求)		5.400円/4回

※★印品につきましては、入園時に購入いただきますと、卒園まで使用していただくことができます。
 また、お下がり・お譲り品を使用していただくことも出来ますので、園にご相談ください。